

平成30年度岡山市立太伯小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条から）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。
 - ・ いじめ問題に対して、「未然防止」「早期発見」「事案への対応」等、全教職員で共通理解し、組織的に対応する。
 - ・ 児童がいじめを自らの問題ととらえ、いじめを「しない」「させない」「放置しない」という意識をもって、主体的に改善しようとする力を育成する。
 - ・ いじめは絶対に許されない行為であることを児童や保護者に周知する。
- 学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

- 日常的な会議については、全教職員で構成する。

対象	推進会議	重大事態発生時 (必要に応じて推進会議構成員に加える。)
校内教職員	校長、教頭、教務主任 生徒指導主事、養護教諭 特別支援コーディネーター	関係教職員
校外関係者	民生委員児童委員協議会会長 主任児童委員、PTA代表、いじめ専門相談員 子ども総合相談所、子ども相談主事	スクールカウンセラー(小学校) 学校医、弁護士、警察署 等

(2) 「いじめ対策委員会」(推進会議)の役割

①	「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施と進捗状況の確認	・ 学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
②	相談・通報窓口の周知	・ いじめの相談・通報窓口として位置づけ、児童や保護者に知らせる。
③	教職員の共通理解と意識啓発	・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、内容について教職員で共通理解を図るとともに、資質向上のための研修に努める。 ・ 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

④	児童や保護者、地域に対する情報発信と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組みや学校評価結果等を発信する。
⑤	いじめ事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を整える。 ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、保護者との連携を組織的に実施するとともに、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。 ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する取組み

(1) 基本的態度と取組み

① 未然防止	<p>○ いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなりうるという基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に未然防止に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。 ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む、わかる授業づくりに努める。 ・ 教職員研修の充実を図り、伝える力の育成に努める。 ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。 ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。 ・ 長期休業の事前・事後に指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
② 早期発見	<p>○ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつて的確に関わりを持つようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートにもとづく教育相談を定期的の実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。 ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。 ・ いじめの校内相談窓口を明確に示すとともに、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。 ・ 職員会議後に生徒指導等に関する情報交換を行い、情報の共有を図る
③ 事案への対応	<p>○ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。 ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 ・ 教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、教育委員会や専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携を図る。 ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。 ・ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署、サイト管理者等とも連携して行う。

(2) 取組みの年間計画

	対策委員会	未然防止の取組み	早期発見の取組み	保護者・地域等との連携
通年	○ 基本方針に基づく取組み	○ 道徳教育、体験活動の充実	○ 健康観察	○ あいさつ運動
	○ 相談・通報窓口	○ 分かる授業の推進	○ 日記指導	○ PTA活動の充実
	○ 情報収集・啓発活動	○ 伝える力の育成	○ 教育相談	○ 学習田での米作り
	○ 対応策の検討	○ 集会での校長講話	○ 情報交換会	○ 地域行事への参加
4月	○ 基本方針の確認・周知	○ 学級開き	○ いじめ相談窓口の周知	○ 家庭訪問
		○ 1学期の生活について	○ 身体測定	
5月		○ 海の学習	○ QU実施	○ PTA総会
			○ 地区別会	○ 学級懇談
				○ 民生委員・主任児童委員懇談会
6月		○ 太伯フェスティバル	○ ふれあい週間	○ 開かれた学校づくり推進委員会
			○ いじめに関するアンケート	○ 保幼小運営協議会
				○ 学校保健委員会
7月		○ 夏休みの生活について	○ 地区別児童会	○ 学P活動
			○ 補導	○ 個別懇談
				○ 中学校区人権研修会
8月	○ 校内研修		○ 補導	○ ネットワーク会議
9月		○ 2学期の生活について	○ 身体測定	
		○ 運動会	○ 地区別会	
10月		○ 人権教育		○ 希望懇談
				○ 学級懇談
11月	○ 学校評価 (児童・保護者・教職員)	○ 山の学習	○ ふれあい週間	○ PTA講演会
		○ 情報モラル	○ いじめに関するアンケート	○ 保幼小運営協議会
			○ QU実施	○ 学P活動
12月		○ 冬休みの生活について	○ 地区別児童会	○ もちつき大会
				○ 学校関係者評価
1月		○ 3学期の生活について	○ 身体測定	○ 学級懇談
		○ 性教育		
2月	○ 基本方針の見直し		○ 地区別児童会	○ 学級懇談
			○ QU実施	○ 希望懇談
				○ 開かれた学校づくり推進委員会
3月	○ 基本方針の決定	○ 6年生を送る会	○ 地区別会	○ 保幼小運営協議会
		○ 春休みの生活について		○ みまもりたいとの懇談会
				○ 新旧常任委員会

5 重大事態への対応

(1) 調査を要する重大事態

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の例

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるようにする。

(3) 重大事態への対応

- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して対応する。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- 事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするよう、調査を行う。(質問紙調査や聴き取り調査)
- いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。(事前に、了解を得る等)

6 取組みに対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組みについては、常に見直しを行い、実効性のある取組みとなるよう努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組み評価及び、保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組みの検証を行う。
- いじめ防止に関する校内研修を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。